

平成 20 年 1 月 17 日

| |
|---------------|
| 記 者 発 表 資 料 |
| 発表先 石川県政記者クラブ |

扱い 配布を持って解禁

金沢市小坂地区で自転車通行環境整備のモデル地区に取り組みます

国土交通省と警察庁が合同で募集する、今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区に石川県内で小坂地区（金沢市）が指定されました。今後、小坂地区においては、積極的な自転車通行環境の整備を実施します。
(別添、地区概要参照)

自転車をとりまく環境

- ・歩行者と自転車が接触する事故は、平成 8 年から平成 18 年の 10 年間で約 4.8 倍に増加（582 件 → 2,767 件）しており、その対策が必要となっている。（全国値）
- ・平成 19 年中の県内における自転車が関係する人身事故は、1,189 件で全人身事故の約 16 パーセントを占め、平成 18 年中と比べて、死者数は 5 人減少しているものの、件数で 56 件、負傷者数で 74 人増加している。
(数値は概数で平成 19 年 12 月 31 日現在のもの)
- ・警察では、自転車利用者に対するルールの周知徹底を図るために自転車安全教育の推進と街頭における指導啓発活動を強化している。
- ・これまでに、国道 159 号（金沢市東山）においてバスレーン内の自転車走行指導帯を約 1km 整備し、社会実験を経て平成 19 年 10 月より本格実施し、整備効果を発揮している。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 交通対策課
　　課長 岡田 茂彦（国道部分） TEL : 076-264-8800
- 石川県 警察本部 交通部 交通規制課
　　次席 石田 典義（交通規制） TEL : 076-225-0110
- 石川県 土木部 道路整備課
　　課長 盛本 誠一（県道部分） TEL : 076-225-1725

金沢市小坂地区における整備概要

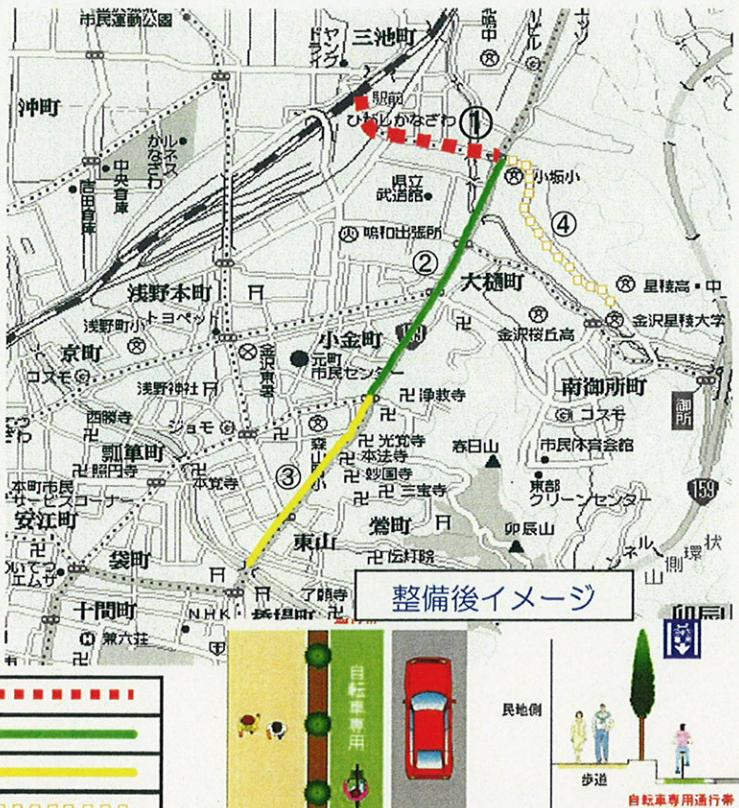
●実施主体 国土交通省金沢河川国道事務所、石川県警察本部
石川県、金沢市

● 実施内容

自転車利用が多い

①区間(自転車交通量 1,106 台／日)において、自転車レーン 650m を平成 21 年度迄に整備します。

既存の②区間(自歩道)と③区間(自転車走行指導帯)、④区間(交通規制区間)を結びネットワーク化させることで自転車通行環境整備を図ります。



歩道上での自転車と歩行者の輻輳
(県道東金沢停車場線)

【施行前】歩道上を自転車が走行するため、歩行者の自転車の接触などの事故の危険性があります。



自転車走行指導帯(国道159号)

【施行後】歩行者と自転車を分離することで、歩道を走る自転車が無くなるため、歩行者は安心して通行できます。また、自転車も安全に走行できるようになります。